

# 安全・安心なまちづくり事業について

県民生活課

## 1 事業の目的

県民及び地域の防犯意識高揚や自主防犯活動を推進するとともに、犯罪被害者等の支援を行うほか、新たな除排雪の担い手確保をはじめとした総合的な雪対策に取り組み、安全で安心な地域づくりを推進する。

## 2 事業の概要

### (1) 防犯活動推進事業 472千円

- 全県の関係機関の連携を目的とした安全安心まちづくり担当者会議の開催
- 情報紙の配布による自主防犯活動団体の支援及び優良活動団体の表彰

### (2) 犯罪被害者等支援事業 8,406千円

- (新)「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の策定
- 犯罪被害者等支援の意識醸成に向けたイベント及びキャンペーンの開催
- 関係機関における総合的対応窓口の連携強化に向けた研修会の開催
- 「あきた性暴力被害者サポートセンター」による相談・支援

### (3) 雪対策推進事業 7,938千円

#### ① 第3次秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム推進事業

- アクションプログラムの着実な推進に向けた関係部局・団体等との連携強化
- 地域の実情に応じた雪対策推進のための連絡協議会の開催（8地域振興局）

#### ② 地域除排雪団体等担い手育成事業

- 地域の除排雪を行う団体の立ち上げ及び活動等の支援
- 団体の設立に要する経費への助成

(補助団体数：6団体、補助率：10/10、上限額：100千円)

#### ③ 冬の安全安心民間活カタイアップ事業

- 包括連携協定企業との協働による除排雪事故防止の意識啓発等
- 地域の枠を越えた新たな除排雪の担い手確保に向けたイベントの開催

#### ④ (新)除排雪作業サポート事業

- 作業時の負担軽減用アシストスーツの除排雪団体への貸与

## 3 予算額

16,816千円

## 【参考】第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定について

### I 現行計画（平成28年度～令和2年度）の概要

1 根拠法	(1) 犯罪被害者等基本法 第5条 (2) 秋田県犯罪被害者等支援条例 第8条
2 計画の性格	犯罪被害者等の権利と利益の保護、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう適切な支援を行うための基本理念と重点課題及び具体的施策を示し、本県における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるもの。

### II 次期計画策定における重点課題及びスケジュール

1 重点課題	(1) 損害回復・経済的支援 (2) 精神的・身体的被害の回復・防止 (3) 刑事手続きへの関与拡充 (4) 支援体制等の整備充実 (5) 県民の理解の増進
2 スケジュール	令和2年 7月～ 秋田県犯罪被害者等支援推進会議（3回） 9月 県議会への報告（骨子案） 令和3年 1月 パブリックコメント実施 2月 県議会への報告（計画案） 3月 策定
3 計画期間	令和3年度から令和7年度（5年間）